

日銀業第306号  
2018年4月16日

オンライン担保差入先 御中

日 本 銀 行

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（担保関係事務）」  
の一部改正に関する件

日本銀行では、担保差入先が電子記録債権または証書貸付債権を本行に共通担保として差入れる場合において、担保差入先が提出する付随担保明細書の記入事項を明確化する観点から、標記規程の一部を別紙のとおり改正し、本日から実施することとしましたので、通知します。

以 上

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（担保関係事務）」中一部改正

○ 第1編Ⅱ. 2. (6) ロ. を横線のとおり改める。

ロ. 担保等の提出

オンライン担保差入先は、担保差入の入力時に指定した差入日（送信日またはその翌営業日）に、イ. の「担保差入受付通知」とともに下表に掲げる書類（提出書類毎の「証書貸付債権の種類」の別に、当該提出書類の提出が必要な場合には○印を付し、当該提出書類の提出が不要な場合には×印を付しています。）を、担保取引店に提出してください。ただし、○印が付された書類であっても、下表の備考欄に記載がある場合には、この限りではありません。

		証書貸付債権の種類				備考
		企業または不動産投資法人に対する証書貸付債権	政府（特別会計を含む。）に対する証書貸付債権	政府保証付証書貸付債権	地方公共団体に対する証書貸付債権	
提出書類	証書貸付債権証書	略（不変）				
	証書貸付債権の入札等の貸付条件の決定方法に関する確認書					
	「動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律」に定める「登記事項証明書」または「登記事項概要証明書」（以下「登記事項証明書等」といいます。）	○	○	○	○	「担保に関する細則」の規定により、予め登記事項証明書等の提出の免除を受けている場合には、提出は不要です。 また、1通の登記事項概要証明書または「担保に関する細則」に規定する要件を充たす2通の登記事項証明書により、担保として差入れる複数の証書貸付債権について、オンライ

						ン担保差入先を譲渡人または質権設定者とする債権譲渡登記および質権設定登記が存在しないことを確認できる場合には、差入れる証書貸付債権ごとの提出は不要です <sup>(注1)</sup> 。
	付随担保明細書 <sup>(注2)</sup>	○	×	×	×	付随担保が付されていない場合には、提出は不要です。

(注1) この場合には提出を要する登記事項証明書等をそれぞれ1通提出してください。

(注2) 日本銀行は、付随担保について、当該明細書に記入されている情報以外の情報(評価額に関する情報、異動に関する情報等)の提供を、オンライン担保差入先に指示することがあります。

- 第1編Ⅱ. 2. (7) イ. (ロ) を横線のとおり改める。

(ロ) 担保等の提出

オンライン担保差入先は、担保差入の入力時に指定した差入日(送信日またはその翌営業日)に、(イ)の「担保差入受付通知」とともに、下表に掲げる書類(提出書類毎の「証書貸付債権の種類」の別に、当該提出書類の提出が必要な場合には○印を付し、当該提出書類の提出が不要な場合には×印を付しています。)を担保取引店に提出してください<sup>(注1)</sup>。

ただし、○印が付された書類であっても、下表の備考欄に記載がある場合には、この限りではありません。

		証書貸付債権の種類			備考
		企業または不動産投資法人に対する証書貸付債権	政府保証付証書貸付債権	地方公共団体に対する証書貸付債権	
提出書類	日本銀行から交付を受けた証書貸付債権証書の写	略(不変)			
	∫				
	登記事項証明書等				
	付随担保明	○	×	×	付随担保が付されていない

	細書 <sup>(注3)</sup>				場合には、提出は不要です。
	エージェントが作成した分割返済予定表	略（不変）			

(注1) 略（不変）

(注2) 略（不変）

(注3) 日本銀行は、付随担保について、当該明細書に記入されている情報以外の情報（評価額に関する情報、異動に関する情報等）の提供を、オンライン担保差入先に指示することがあります。

○ 第1編Ⅱ. 2. (7) ロ. (ロ) を横線のとおり改める。

(ロ) 担保等の提出

オンライン担保差入先は、担保差入の入力時に指定した差入日（送信日またはその翌営業日）に、下表に掲げる書類（提出書類毎の「証書貸付債権の種類」の別に、当該提出書類の提出が必要な場合には○印を付し、当該提出書類の提出が不要な場合には×印を付しています。）を、(イ)の「担保差入受付通知」とともに担保取引店に提出してください<sup>(注1)</sup>。

ただし、○印が付された書類であっても、下表の備考欄に記載がある場合には、この限りではありません。

		証書貸付債権の種類			備考
		企業または不動産投資法人に対する証書貸付債権	政府保証付証書貸付債権	地方公共団体に対する証書貸付債権	
提出書類	日本銀行から交付を受けた証書貸付債権証書の写	略（不変）			
	∫	略（不変）			
	登記事項証明書等	略（不変）			
	付随担保明細書 <sup>(注3)</sup>	○	×	×	付随担保が付されていない場合には、提出は不要です。
	エージェントが作成した分	略（不変）			

	割返済予定表	
--	--------	--

(注1) 略(不変)

(注2) 略(不変)

(注3) 日本銀行は、付随担保について、当該明細書に記入されている情報以外の情報(評価額に関する情報、異動に関する情報等)の提供を、オンライン担保差入先に指示することがあります。

○ 第1編Ⅱ. 2. (8) ロ. を横線のとおり改める。

ロ. 担保等の提出

オンライン担保差入先は、担保差入の入力時に指定した差入日(送信日またはその翌営業日)に、イ. の「担保差入受付通知」とともに次に掲げる書類<sup>(注1)</sup>を担保取引店に提出してください。

a. }  
 j } 略(不変)  
 f. }

g. 付随担保明細書<sup>(注4)</sup>(付随担保が付されていない場合には提出は不要です。)

(注1) }  
 j } 略(不変)  
 (注3) }

(注4) 日本銀行は、付随担保について、当該明細書に記入されている情報以外の情報(評価額に関する情報、異動に関する情報等)の提供を、オンライン担保差入先に指示することがあります。